

返戻金制度について

◆返戻金制度に関する事項

当社の紹介により採用決定者（求職者）が入社後、一身上の都合又は自己の責めに帰すべき事由により退職に至った場合、受領した紹介手数料の一部を、下記の期間及び割合に定める金額を求人者へ返還致します。

紹介料の一部を返金する場合は、以下の通りとする。

- ・入社後 15 日以内の自己都合により退職した場合、紹介手数料の 100%返金
- ・入社後 30 日以内の自己都合により退職した場合、紹介手数料の 50%返金
- ・入社後 60 日以内の自己都合により退職した場合、紹介手数料の 25%返金

ただし、労働条件明示と異なる条件であった場合や求人者の労働違法行為等に起因により一身上の都合にて退職する場合についてはこの限りではない。